

農村が取り組む

企業向け農村体験 受入れのてびき

～企業との交流～

はじめに

福島県では、平成 27 年度から「農都交流」の取組みに対して支援を行ってきました。この取組みは、少子高齢化に伴う農業後継者不足などにより集落機能を維持していく上で課題を抱える農村において、首都圏における企業や組織との交流を活発に行うことで、地域の元気やにぎわいを取り戻すきっかけを作ろうとするものです。

都市部の企業等にとっては、その活動の一環として社員が豊かな自然の中で農家の方々と語り、農作業などを体験することにより、仕事に対する取組意識の向上や心身のリフレッシュなどの効果をもたらすことを期待しています。

本書は、地域の皆さんが「農都交流」に取り組む際に、準備や実施段階における留意事項をわかりやすくまとめたものです。

この受入れのてびきを活用し、農地や森林、食や伝統文化、そして人のつながりなど地域の特色ある資源を活かして企業との交流を広げ、農村の活性化に役立てていただければと思います。

平成 30 年 10 月
福島県 農林水産部 農村振興課

目次

I. 準備編

| | |
|-----------------------------|---|
| ① 農都交流とは | 4 |
| ② 都市部の企業・組織が農都交流に期待すること | 4 |
| ③ 地域課題に即した農都交流のねらいの明確化と合意形成 | 4 |
| ④ 地域資源を活用した農村体験のメニューづくり | 5 |
| ⑤ 農都交流受入体制の整備 | 7 |

II. 実践編

| | |
|----------------------------------|----|
| ① 農都交流プログラムの開発 | 10 |
| ② 受入関係者による農村体験のシミュレーション（模擬体験）の実施 | 12 |
| ③ 農都交流プログラムの販売 | 12 |
| ④ 農都交流プログラムの計画・受入れまでの調整 | 14 |
| ⑤ 農都交流プログラムの受入時の対応 | 16 |
| ⑥ 農都交流プログラムの受入後の取組み | 17 |

III. 発展編

| | |
|---------------------|----|
| ① 持続可能な農都交流の取組みに向けて | 18 |
| ② CSVへの発展 | 19 |

◆ 関連法令（旅行業法、道路運送法、旅館業法、住宅宿泊事業法）

| | |
|------------------------------|----|
| ① 旅行業法（運送または宿泊の募集・手配の仲介） | 19 |
| ② 道路運送法（地域内移動の際の自動車の使用に関する事） | 20 |
| ③ 食事提供に関する法的手続き | 21 |
| ④ 旅館業法・住宅宿泊事業法（宿泊事業の許可または登録） | 21 |

◆ 各種問合せ先について

 23